

町長交際費と旅費・食糧費

◆町長交際費の執行状況

項 目	件 数		支出額 (千円)	
	当期分	累 計	当期分	累 計
総会・大会などの祝い金	14	88	90	535
会 費・負 担 金	10	29	91	204
寸 志 な ど	0	1	0	30
激 励 金	0	0	0	0
見 舞 金	0	1	0	10
折 衝・懇 談	2	4	27	201
香 典	5	16	45	140
土 産 品	0	0	0	0
合 計	31	139	253	1,120

◆旅費・食糧費の執行状況 (単位:千円)

課 名	旅 費		食 糧 費	
	当期分	累 計	当期分	累 計
総 務 課	247	2,546	33	340
企 画 財 政 課	145	950	11	151
税 務 会 計 課	22	281	0	0
産 業 振 興 課	307	1,506	1	164
住 民 生 活 課	135	812	20	57
保 健 福 祉 課	629	1,822	3	715
地 域 整 備 課	225	1,188	0	0
消 防 防 災 課	1,035	10,071	0	297
水 道 事 業 所	87	414	0	0
議 会 事 務 局	254	1,481	4	39
選挙管理委員会事務局	37	83	0	200
監 査 委 員 事 務 局	13	104	0	0
農 業 委 員 会 事 務 局	81	495	0	0
教 育 委 員 会 事 務 局	406	2,042	50	106
合 計	3,623	23,795	122	2,069

町では、四半期ごとに町長交際費と旅費・食

糧費の執行状況(支出額)を公表しています。今号では、平成20年度予算(一般会計、特別会

計、水道事業会計)の第4・四半期(1月1日～3月31日)についてお知らせします。



中心商店街の活性化のため、空き店舗の有効利用が望まれます(平成18年に実施された空き店舗活用事業)

中心商店街空き店舗対策事業

空き店舗を活用した
新規出店者に補助金を交付

町では、中心商店街の空き店舗を借りて新たに新店を出す方へ、店舗賃借料の一部に対し山田町商工会を通じて補助金を交付します。

◇補助内容
店舗賃借料の2分の1
(1月当たり5万円を限度)
◇補助期間 12カ月
◇申込先・問い合わせ 山田町商工会(☎82-2515)へ。

各種融資制度のご利用を

◆問い合わせ 町産業振興課商工観光担当
(☎82-3111内線234) へ。

県の融資制度を利用する
中小企業への利子補給制度

町では、町内の事業者が、県の中小企業向け融資制度(下記の資金に限る)により事業資金の融資を受けた場合、利子の0.4%(小規模小口資金については0.3%)と信用保証料の全額を補給します。

同制度を利用した資金の融資を希望する方は、山田町商工会(☎82-2515)または下記取扱金融機関までご相談ください。

◆補給対象資金 岩手県小口事業資金(普通小口資金または小規模小口資金)、中小企業経営安定資金
※中小企業安定経営資金については、融資額が1,250万円を超える場合は、1,250万円までが補給の対象となります。

◆取扱金融機関 岩手銀行(☎82-3131)、北日本銀行(☎82-3811)、宮古信用金庫(☎82-2455)

山田町中小商工業金融対策基金

町内の中小企業に対し運転資金や設備資金などを融資する制度で、町が1%の利子と信用保証料の全額を補助金として補給します。

◆対象企業(次の①～④の条件をすべて満たすこと)

- ①資本金と従業員数 製造業・建設業など…3億円以下(300人以下) 卸売業…1億円以下(100人以下) サービス業…5,000万円以下(100人以下) 小売業…5,000万円以下(50人以下) 事業協同組合・企業組合・生活衛生同業組合など…制限なし
- ②町内に事業所があり、申請時にその事業を1年以上継続していること(小口資金、中口資金の場合)
- ③申請時に納期の到来した町税を完納していること
- ④保証機関の保証を受けられ、保証人がいること

◆貸付利率 融資期間3年以内…年2.85% 融資期間3年超10年以内…年3.05%

◆貸付限度額 小口資金…1,250万円 中口資金…2,000万円 開業資金…1,000万円

◆申込先 左記取り扱い金融機関